

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）（以下「細則」という。）に基づき下記のとおり特定者以外に参加意思を有し、参加要件を満たす者の有無を確認する公示を行います。

2019年8月23日

独立行政法人国際協力機構
東京センター 契約担当役 所長

調達管理番号	19c00888000000
調達件名	地域活動としての知的・発達障害者支援
業務種別	事業委託契約-本邦研修員受入事業-課題別研修
仕様等	研修委託業務概要による
履行期間	2019年11月15日 ～ 2022年3月31日
選定方法	参加意思確認公募（詳細は研修委託業務概要による）
特定者	公益社団法人 日本発達障害連盟
競争参加資格	【事業委託契約-本邦研修員受入事業】公告・公示日において有効である全省庁統一資格を有すること。または、当機構の審査により同等の資格を有すると認められたもの。 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。 その他、細則参加資格および業務仕様書に記載の参加要件に該当すること
競争参加資格確認申請期限	2019年9月6日 17時
契約担当部署	東京センター人間開発・計画調整課 電話番号：03-3485-7661 メールアドレス：ticthdop@jica.go.jp, Kanno.Naomi@jica.go.jp
その他	その他詳細は業務仕様書による
独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則参加資格	以下のいずれにも該当しないこと (1)当該契約を締結する能力を有しない者 (2)破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者 (3)独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程(総)第25号）第2条第1項の各号に掲げる者 (4)独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程（平成20年規程(調)第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

情報の公表について	<p>本競争への参加を以て、選定結果情報、契約情報（法人、個人、団体名（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員も同様）を含む）の公表に同意したものとみなします。</p> <p>機構の契約に関する情報の公表の基本方針は下記ウェブサイトの通りです。</p> <p>「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」 https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html</p>
-----------	---

以上

2019 年度課題別研修「地域活動としての知的・発達障害者支援」に係る 参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構東京センター（以下「JICA 東京」という。）は、以下の業務について、別添（様式 1）のとおり参加意思確認書の提出を公募します。

本研修は、開発途上国で知的・発達障害者支援に携わる政府機関職員や NGO 職員等を対象とし、①知的・発達障害者を理解する視点を身につけ、②自国における知的・発達障害者支援の課題と地域資源を明らかにし、③地域住民活動をうながす手法を習得することを目的として実施するものです。研修員が本研修での学びと気づきを通して事業計画を立案し、帰国後に事業計画が実施・展開されることにより、知的・発達障害者の日常生活が向上することが期待されています。

本業務の遂行にあたっては、公益社団法人 日本発達障害連盟（以下「特定者」という。）を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づく経費を積算したうえで契約を締結する予定です。

特定者は、開発途上国の知的・発達障害者支援のため研究および事業の実施、ならびに海外との交流等の事業を行うことにより、知的・発達障害者支援事業の進展を図るとともに、関係団体間の連絡、調整を図ることを目的として 1974 年に設立された公益社団法人です。1980 年から 2018 年の 38 年間にわたる当該コースの実施を通じ、社会保障・障害者支援分野の効果的なカリキュラム作成、講師・視察先の確保、研修員の自国の状況に応じた指導助言といったノウハウが豊富に蓄積されており、当該分野に関する高い技術面を活用して研修の計画、実施が可能であると想定されます。

以上のことから、下記の「2. 応募要件」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えています。特定者以外の者で応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

記

1. 業務内容

(1) 業務名：2019 年度課題別研修「地域活動としての知的・発達障害者支援」研修
委託業務

(2) 担当部署：JICA 東京 人間開発・計画調整課

(3) 業務内容：別添「研修委託業務概要」参照

(4) 研修期間（予定）：

全体受入期間：2020 年 1 月 19 日から 2020 年 2 月 29 日まで

技術研修期間：2020 年 1 月 20 日から 2020 年 2 月 28 日まで

うち、本邦研修：2020 年 1 月 20 日から 2020 年 2 月 22 日

在外補完研修：2020 年 2 月 22 日から 2020 年 2 月 28 日

※技術研修は、「本邦研修」と第三国での「在外補完研修」から構成されることを想定。

(5) 契約履行期間：

2019年11月中旬から2020年3月31日まで（予定）

2. 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。
- ② 公示日において、平成31・32・33年度、もしくは、令和1・2・3年度全省庁統一資格の競争参加資格（以下「全省庁統一資格者」という。）を有する者。
なお、全省庁統一資格保有者でない者で参加意思確認書を希望する者は、当機構における競争参加資格審査を受けることができます。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。
- ④ 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。具体的には以下のとおり取り扱います。
 - ・ 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
 - ・ 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受付けます。
- ⑤ 以下の要件のいずれにも該当しないこと、また、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約する者。
競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者（以下、「提出者」という。）が、以下のいずれにも該当しないこと、および、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約して頂きます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。
なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加意思確認書を無効とします。
 - ア. 提出者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。）である。
 - イ. 提出者の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2号第6号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
 - ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。
 - エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
 - オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は

便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。

ク. その他、提出者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）に定める禁止行為を行っている。

(2) その他の要件：以下の経験・要件を有すること

- ① 案件受託上の条件として、2019 年度案件を第一回目として受託し、2021 年度まで計 3 回、同一案件を受託可能であること。なお 2019 年度案件を受託した者とは、業務実施状況に特段の問題がない限り、2021 年度案件まで随意契約を行う予定である（但し、研修対象国の状況など予期しない外部条件の変化が生じた場合を除く）。また、契約は、年度ごとに業務量、価格等について見直しを行った上で締結する。
- ② 業務を遂行する法人としての能力を有すること。
- ③ 業務を総括するための統括責任者を選任し、機構担当者及び関係機関等と密接な連絡を保ちつつ、研修業務が円滑に進むような体制を構築できること。

3. 手続きのスケジュール

(1) 参加意思確認書の提出 (様式 1)	提出期間	2019 年 8 月 23 日 (金) から 2019 年 9 月 6 日 (金) 17 時まで
	提出場所	JICA 東京 人間開発・計画調整課
	提出書類	参加意思確認書、2 (1) 応募要件に求められる実績等を証明する資料 (写し可) ※詳細は欄外参照のこと。
	提出方法	持参、郵送、又はメール (※持参の場合は、平日 10:00 から 17:00 まで (正午から 14:00 までは除く) に上記提出場所へ持参のこと。郵送 (配達記録の残るものに限る) の場合は提出期限必着。メールの場合は、下記 (4) の留意点を参照の上、下記 (4) 記載の両方のメールアドレスへ提出期限までに必着で送信すること。)
(2) 審査結果の通知	発送日	2019 年 9 月 13 日 (金) まで
	通知方法	メールで連絡、オリジナルは郵送
(3) 応募要件無しの理由請求	請求場所	JICA 東京 人間開発・計画調整課
	請求方法	持参、郵送、又はメール (※持参の場合は、平日 10:00 から 17:00 まで (正午から 14:00

		までは除く)に上記提出場所へ持参のこと。 郵送(配達記録の残るものに限る)の場合は 提出期限必着。メールの場合は、下記(4)の 留意点を参照の上、下記(4)記載の両方のメ ールアドレスへ提出期限までに必着で送信す ること。)
	請求締切日	2019年9月19日(木)12時まで
	回答予定日	2019年9月25日(水)
	回答方法	郵送、又はメール

※提出書類について

A. 全省庁統一資格を有する者

- 1) 参加意思確認書(様式1)及びその添付書類(法人概要、パンフレット等)
- 2) 平成31・32・33年度、もしくは、令和1・2・3年度全省庁統一資格の資格審査結果通知書の写し

B. 全省庁統一資格を有していない者

- 1) 公募参加確認書(様式2)及びその添付書類(法人概要、パンフレット等)
- 2) 登記簿謄本(写)
- 3) 財務諸表(直近1か年分)(写)
- 4) 納税証明書(その3の3)(写)
- 5) 営業経歴書(過去1年間の事業実績を示す資料など)

(4) 提出場所・メールアドレス

〒151-0066 東京都渋谷区西原2-49-5

JICA 東京 人間開発・計画調整課 (担当:菅野) 電話:03-3485-7661

ticthdop@jica.go.jp, Kanno.Naomi@jica.go.jp

【メール送信の際の留意点】

- ・ メールを受信制限があるところ、送付メールの容量は3MB以下とすること。
- ・ データ容量が大きい場合は、上記、参加意思確認書(様式1)のPDFデータを受領後1営業日以内に、提出された「参加意思確認書」に記載されているメールアドレスに対して、大容量データ受け渡しサイト(ギガポッド)のURLと、同URLにログインするためのIDとパスワードをメールで送付する(ただし、パスワードについては、別メールにて送付する)。同URLにアクセスし、IDとパスワードを入力してログインの上、提出する書類を同サイトにアップロードした後、必ずメールにて担当者へ方願います。
- ・ メール及びギガポッドの双方で、圧縮ファイルの使用は禁止されているので留意のこと。
- ・ 上記大容量データ受け渡しサイト(ギガポッド)が利用できない場合は、郵送又は持参で提

出すること。

- ・ JICA 東京では、受信内容を確認の上、24 時間以内に（土・日・祝日をはさむ場合は翌営業日の 17 時まで）受信確認メールを送付するが、万一連絡がない場合は、JICA 東京へ問い合わせをすること。メール提出時刻から 24 時間以内の問い合わせは原則受付けないので、電子メールにより提出する場合は早期の提出を推奨する。

4. その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等を、参加意思確認書等の審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書の差し替え及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。（上記 3. (3) を参照ください。）
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名競争入札（総合評価落札方式）または指名による企画競争を行います。その場合の日時、場所等の詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して、別途連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限ります。なお、在外補完研修の支払いは、米国通貨及び現地通貨を認めることとする。当該外貨換算は JICA 統制レートの利用を原則とする。
- (10) 契約保証金：免除します。
- (11) 契約書作成の要否：要。
- (12) 共同企業体の結成：認めます。
- (13) 当機構の契約競争関連規程は、当機構ホームページの「調達情報」
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/index.html>) にて公開中。
- (14) 情報公開について：

【注 1】

本公示により、参加意思確認書を提出する法人・団体等については、その法人、団体等名を契約情報として当機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知ください。

【注 2】

密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

本公示により契約に至った契約先に関する以下の情報を当機構ホームページ上で公表す

ることとしますので、本内容に同意の上で、参加意思確認書の提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、参加意思確認書の提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

① 公表の対象となる契約相手方：

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

(注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

- イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

② 公表する情報

契約ごとに、契約名称及び契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

- ア. 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
イ. 契約相手方の直近3ヵ年の財務諸表における当機構との取引高
ウ. 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

③ 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

④ 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供いただくこととなります。

以 上